

長崎県交通事業者への使用料支援給付金交付実施要領

1. 長崎県交通事業者への使用料支援給付金交付実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第2号の県税については、長崎県に納める義務がある県税である。
2. 要綱第6条で定める支援対象の判断は以下のとおりとする。
 - (1) 国、県若しくは市町村から補助を受けている航路については、この給付金の対象外とする。
 - (2) 売上高は事業者全体の売上高ではなく、航路ごとの売上高とする。
 - (3) 同一航路にフェリーと高速船が運航している場合の売上高は、フェリーと高速船の売上高を合算したものとする。
3. 要綱第6条で定める1／2給付について、算定で円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
4. 要綱第7条第2号に定める売上高比較書については任意様式とする。また、根拠となる資料については、売上高比較書を算定するために用いた資料の写しとする。
5. 給付金の申請は以下のとおりとする。
 - (1) 上半期（令和4年4月～令和4年9月）分については、長崎県土木部港湾課（以下「港湾課」という。）へ令和4年12月2日（金）までに申請しなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。
 - (2) 下半期（令和4年10月～令和5年3月）分については、港湾課へ令和5年3月31日（金）までに申請しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は期間途中においてもその間の申請を受付けることも可能とする。